

要 請 文

平成19年10月13日及び14日に、広島市内において4人の米海兵隊員により発生した暴行事件等について、米海兵隊岩国航空基地に設置された軍法会議により、4人のうちの1人について、一部有罪である旨の判決が出されたとの情報が入りました。

この判決で有罪と認定された行為は、県民の安全で安心な暮らしを脅かすものであり、極めて遺憾であります。

改めて、被害者への誠実な対応と、今後二度とこのような事件が発生することのないよう、米軍人等の教育訓練の徹底と厳正なる綱紀粛清，事件の再発防止に真摯に取り組むことを米国側に申し入れるよう，強く要請します。

平成20年5月9日

外務大臣

高 村 正 彦 様

防衛大臣

石 破 茂 様

広島県知事 藤 田 雄 山

要 請 文

平成19年10月13日及び14日に、広島市内において4人の米海兵隊員により発生した暴行事件等について、米海兵隊岩国航空基地に設置された軍法会議により、4人のうちの1人について、一部有罪である旨の判決が出されたとの情報入手しました。

この判決で有罪と認定された行為は、県民の安全で安心な暮らしを脅かすものであり、極めて遺憾であります。

改めて、被害者への誠実な対応と、今後二度とこのような事件が発生することのないよう、米軍人等の教育訓練の徹底と厳正なる綱紀粛清、事件の再発防止に真摯に取り組むことを強く要請します。

平成20年5月9日

アメリカ合衆国駐日本国特命全権大使

ジョン・トーマス・シーラー 閣下

米海兵隊岩国航空基地司令官

マイケル・A・オハローラン大佐 様

広島県知事 藤 田 雄 山